

No.	意見概要	同旨意見 件数	意見に対する考え方
1	<p>意見1 基本的には公定法の考え方に従い、妥当性の評価された装置条件や設定であれば基準項目の試験方法として認められるという考え方でよいか。 例えば、浮遊物などを超音波ホモジナイザー等で分解することにより、濁りのある試料の適用を適切な範囲で広げるといったことや、懸濁物質が測定値に影響を及ぼさない範囲の妥当性を確認した上で、蒸留機能を付加した装置により測定を行なうことは可能であると判断して良いか。</p> <p>意見2 全形態の物質を測定するふっ素を除く、その他のイオン類に濾過を規定しないのはなぜか。 アンモニウムイオン、亜硝酸イオン、硝酸イオンについては、JISK0102ではイオンクロマトグラフ法が規定されており、濾過を行なうことも規定されております。しかし連続流れ分析法では、懸濁物を含む試料に対しての濾過が規定されておりません。試験方法の同一性から考えれば濾過を禁止する理由はないように思いますが、告示の改正で、懸濁物を含む試料については濾過を行なうことを規定するべきなのではないでしょうか。それとも濾過を行なうことの判断も妥当性を確認して行なえばすむことなのではないでしょうか。六価クロムについても、全てが溶存体のイオンであることを考えれば濾過を行なうことは妥当であるように思います。</p>	1	<p>水質汚濁防止法において、法第1条に「…水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化する事を含む。)」と有ることから、本法令の解釈において「水質の汚濁」とは、「水に溶けた状態の物質(溶存態)」のみならず、「水に溶けていない状態の物質(懸濁物質等)」を含むと考えられ、これら全量について規制・測定の対象としております。</p> <p>また、JIS K 0102の「[3.2]試料の取扱い」においても、「試験は、特に断らない限り、試料中に含まれる全量について行う。」とされていますが、窒素関連物質については、測定対象について全形態(懸濁物質及び溶存態)の場合と、溶存態のみの場合とが書き分けられており、溶存態については、ろ過ないし蒸留によって溶存態を分離し、分析することとされております。一方、水質汚濁防止法の規制・測定の対象である全形態については、懸濁物質と溶存態の両方を捕集・計測する必要があることから、ろ過や蒸留等、懸濁物質と溶存態とを分離してしまう操作は適切でないと考えております。</p> <p>これらの考え方を前提に、ご質問の操作について以下のとおりお答えします。</p> <p>(1)ホモジナイザー等による浮遊物等の分解 懸濁態及び溶存態濃度に影響を及ぼさない範囲で、各分析機関の責任において実施可能。</p> <p>(2)蒸留 蒸留操作により、揮発した分の当該成分だけが捕集・計測され、残渣に吸着等していた分の当該物質は計測されず、測定値が実際より小さく報告される恐れがあることから、適切ではない。</p> <p>(3)ろ過 アンモニウムイオン、硝酸イオン、亜硝酸イオンにおいてはイオンクロマトグラフィーに限らず、ろ過ないしは蒸留が規定されており、溶存体が分析されています。流れ分析法においても、JIS K 0170-1(アンモニア体窒素)および2(亜硝酸体窒素及び硝酸体窒素)において懸濁物質を除去するためのろ過が規定されております。</p>
2	<p>昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表1から付表13、及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号付表1から付表4までについて、JIS化を行わないのはなぜですか。</p>	1	<p>付表をJIS化するにあたっては、それぞれの手法間で得られる値に差がない事を各物質項目について順次検証しており、今回、告示59号の付表8及び10についてはJIS化を行っております。JIS化が可能なものについては引き続き検証を継続する予定であります。</p> <p>なお、告示59号に示す付表においては、汽水域や海水を分析する必要があり、付表では塩分を含む試料の分析においても対象項目の分析に支障が無いよう定めている一方で、JIS法は工場排水の試料を対象としているため、海水由来の塩分等を含む試料の分析を念頭に置いたものとはなっており、付表をJIS化できない場合もあります。また、平成9年3月13日環境庁告示第10号付表は塩化ビニルモノマーの測定法を規定しているものですが、当該物質のように、現在JISで測定法が定められていないため、告示付表で測定法を規定している場合もあります。</p>
3	<p>平成9年3月13日環境庁告示第10号付表についてJIS化を行わないのはなぜですか。</p>	1	<p>なお、JISにおける新たな測定方法の採用等については、工業標準化法に基づいて経済産業省に設置されている審議会において、調査・審議が行われています。</p>

No.	意見概要	同旨意見 件数	意見に対する考え方
4	<p>流れ分析法は、現場での作業効率を向上させる上で非常に有用な技術であるため、一刻も早い公定法化を望んでおります。</p> <p>フェノール類、亜硝酸化合物、全りんについては、今回のJIS K0102の改正で追加された流れ分析法の箇所(28.1.3、43.1.3、46.3.4)が告示「排水基準に係る検定方法」で定める公定法(28.1、43.1、46.3)に枝番として含まれると解釈されます。したがって、上記項目の流れ分析法については、公定法として既に効力を有しており、当該箇所については改めて告示を改正する必要がない、という理解でよろしいのでしょうか？</p> <p>パブリックコメント募集時において、上記3項目については「～同法を告示においても適用可能とする」と表記されており、他項目の「～同法が適用可能となるように告示を改正する」の表記と区別されているが、この区別している意図について、解りやすく解説又は解釈の明確化を希望します。</p>	1	<p>フェノール類、亜硝酸化合物、全りんについては、今回のJISの改正により追加された箇所が既存の告示の枝番に含まれることから改めて告示を改正する必要が無い、とのご理解で間違いございません。これらの告示条文の改正を伴わない項目についても公定法として有効である旨を宣言する主旨で「同法を告示においても適用可能とする」と表記したのですが、御指摘を踏まえ、よりわかりやすい表現となるよう努めて参ります。</p>
5	反対です	2	<p>ご意見の理由又は背景の提示がありませんが、本告示改正は、告示で引用しているJIS Kシリーズ(工業排水試験法)の改訂に対応して行うものであり、告示改正を行わなければ引用元の参照が正確にできなくなる(環境測定が実行できなくなる)ことから、改正は必要です。</p> <p>なお、今回の改正は主として「流れ分析」を環境測定においても利用可能とするものですが、「流れ分析」によって分析の質を落とさず多くのメリットが得られる(測定分析の効率化、廃液の減少等)ことが確認されており、導入は適切であると考えています。</p>
6	<p>ふっ素の流れ分析CFA法について、ハロゲンや塩類が高い場合等の対応として所定の回収率を満たせない場合は、環境省環境測定分析統一精度管理調査で実績があったメーカーのメソッドを採用できるよう以下のような内容を追記していただけますようお願いいたします。</p> <p>「添加回収率が所定の範囲に満たない場合は、蒸留試薬溶液に適量のグリセリン等を添加すると改善する場合がある。また、ベースラインを下げるために発色後にアルミニウムを添加する方法もある。これらの方法を用いる場合も、内部精度管理を適性を実施すること。」</p>	3	<p>CFA法を用いる際の蒸留試薬溶液へのグリセリン等の添加につきましては、その影響について、十分な検証が行われていないため、今回の告示改正への反映は見送ります。なお、いただいたご意見は、今後の検討事項とさせていただきます。</p>